

モバイル接続利用規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第2条第5号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第11号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第12号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「モバイル接続」（後記第2条第1号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。
2. 会員はモバイル接続の利用にあたり、本規約および会員規約（後記第2条第6号に定義します。）が適用されるものとします。
3. 本規約に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法にて会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、モバイル接続の提供条件は変更後の規定によるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「モバイル接続」（以下「本サービス」といいます。）とは、会員が提携通信事業者との移動体通信に係る利用契約に基づき指定された通信方式および専用端末を用いて提携通信事業者のアクセスポイントおよびネットワークを経由して当社に行われたインターネット網への接続要求に対し、認証およびインターネット網への接続を行う電気通信サービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした者をいいます。
- (4) 「会員」とは、申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した者をいいます。
- (5) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。
- (6) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。
- (7) 「提携通信事業者」とは、当社が別途指定する電気通信事業者をいいます。
- (8) 「アクセスポイント」とは、本サービスの利用可能な接続先として提携通信事業者が指定する拠点をいいます。
- (9) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (10) 「サービス会員回線」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る電気通信回線を

います。

- (11) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。
- (12) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。

第2章 利用契約

第3条 (利用契約の単位)

当社は、申込者のサービス会員回線ごとに1つの利用契約を締結します。この場合、会員は1つの利用契約について1人に限られます。

第4条 (申込の資格)

1. 本サービスは、当社インターネットサービスの申込者であって当社インターネットサービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、に限り申込ができるものとします。
2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。
 - (1) 申込者が当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、または遅延するおそれがあるとき
 - (2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社インターネットサービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき
 - (3) 利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき
 - (4) その他当社が適当でないと判断したとき

第5条 (利用契約の成立)

1. 本サービスの利用契約の申込は、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社が定める方法により、当社に対して行うものとします。
2. 利用契約は、前項の申込を当社が承諾したときに成立するものとします。

第3章 サービスの提供

第6条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。
2. 前項の提供区域は、当社と提携通信事業者との提携内容の変更その他の事由により変更される場合があります。

第7条（提携通信事業者との契約）

1. 会員が本サービスを利用するためには、別途、提携通信事業者との接続サービスに係る利用契約および当該契約に基づく利用料金の支払いが必要となります。
2. 当社は、提携通信事業者の管理する電気通信設備および提携通信事業者の提供するサービスの品質を保証せず、一切責任を負いません。

第8条（アクセスポイントへの接続）

1. 会員は、自己の責任と費用負担で会員が使用する端末機器を提携通信事業者との契約に基づき提携通信事業者が提供する電気通信サービス等を利用してアクセスポイントに接続するものとします。
2. 当社は、会員が端末機器をアクセスポイントに接続できないことについていかなる責任も負いません。

第8条の2(利用の制限)

1. 本サービスの利用について、法令等の規制、仲介業者、提携 ISP、電気通信事業者またはインターネット接続サービス事業者等が定める約款等により制限される可能性があることを会員は予め承諾するものとします。
2. 当社は、会員が WEB サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 WEB サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
3. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピューターウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
 - (1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
 - (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
4. 会員は第3項(1)および(2)に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

第4章 利用料金等

第9条（利用料金等）

1. 会員は、本サービスの利用料金を、当社が別途定める料金表に従い、毎月支払うものとします。
2. 利用料金の課金開始日は、第5条第2項に定める契約成立日の翌日を1日目として7日目が属する月の翌月1日または当社インターネットサービスの課金開始日が属する月の1日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。
3. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
4. 会員は、利用契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の利用料金の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、利用料金の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。

第5章 会員の責務等

第10条 (サービスの利用)

会員は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、会員による本サービスの利用に関連しまたは起因して、他の会員または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。

第11条 (ID・パスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して会員にIDおよびパスワード（以下「ID等」といいます。）が付与される場合、会員はID等を管理する責任を負います。
2. ID等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信はID等が付与された会員自身の正当な権限をもって行われているものとみなし、会員はその利用に係る利用料金等を負担するものとします。また、当社は、ID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
3. ID等の譲渡、名義変更はできません。

第12条 (禁止事項)

会員は本サービスの利用にあたって会員規約に定める禁止行為を行ってはならないものとします。

第6章 本サービスの停止等

第13条 (会員側事由による本サービスの提供停止)

当社は、会員規約に定める会員に起因する停止事由が発生した場合は、会員規約の定め

従い本サービスの提供を停止できるものとします。

第14条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できない状態（本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスを全く利用できない状態にあった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。
3. 削除
4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
5. 第1項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。
6. 削除

第15条（免責）

1. 当社は、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責めを負わないものとします。
2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約の変更により会員が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第7章 利用契約の終了

第16条（会員が行う利用契約の解約）

1. 会員は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法に従い、当社に通知するものとします。

2. 前項の通知に係る利用契約は、本規約に別段の明示がある場合を除き、当該通知が当社に到達した日の属する月の末日をもって終了します。

第17条（利用契約の終了）

次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。

- (1) 当社インターネットサービスの申込が取り消される等、会員の当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかった場合
- (2) 会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合

第18条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、会員規約に定めるところにより利用契約を解除できるものとします。

第8章 雑 則

第19条（個人情報等の保護）

当社は、会員の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/policy/>）に従い適切に実施します。

（2005年10月3日制定実施）

（2005年10月15日改定）

（2005年11月1日上記改定実施）

（2005年12月1日承継改定実施）

（2006年10月1日改定実施）

（2007年3月31日承継改定実施）

（2008年5月15日改定）

（2008年6月1日上記改定実施）

（2009年11月1日回訂実施）

（2011年4月21日改定実施）

（2014年7月1日改定実施）

（2015年2月4日改定実施）

（2016年12月7日改定）

（2017年1月16日上記改定実施）

（2020年4月1日改定実施）